様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条　　項		第５９条第４項
所管部課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審査基準	基　　準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期間	期　　間 （未設定の場合はその理由）	６０日
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 平成 年 月 日最終改正
備　　考		